

改正された香川県最低賃金額の周知のため、 9月30日（金）午前8時からJR高松駅前 リーフレット等の配布を行いました。

香川労働局（局長 松瀬貴裕）は、令和4年8月23日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 柴田潤子氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間878円」に改正決定し、令和4年9月1日付けの官報に公示したことから、改正された最低賃金は令和4年10月1日から発効しました。

10月1日に発効した香川県最低賃金「1時間878円」を周知するため、発効日前日に当たる9月30日（金）午前8時から、香川労働局幹部職員、有志の香川地方最低賃金審議会委員の計21名が、最低賃金額が記載されたリーフレットを折り込んだポケットティッシュ（1000個分準備）の配布を行いました。



ポケットティッシュの配布を行う柴田会長
（画像を一部加工しています。）



ポケットティッシュの配布を行う松瀬労働局長
（画像を一部加工しています。）



ポケットティッシュの配布を行う労働局幹部職員
（画像を一部加工しています。）

香川労働局では、引き続き、改正された香川県最低賃金額の周知徹底に努めていくことにしています。